

## ○ 栃木県建設工事等電子入札運用基準

この運用基準は、栃木県建設工事等電子入札実施要領に基づき、建設工事及び建設工事関連業務委託を電子入札に付する入札（見積りを含む。以下同じ。）手続きを適切かつ円滑に運用するため、必要な事項を定めるものとする。

### 1 電子入札実施の基本方針

各発注機関が電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、特定調達契約案件を除き、原則として書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。

### 2 紙入札承諾の基準

#### (1) 紙入札での参加を認める基準

入札執行者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

- ① 特定調達契約案件において、入札参加者が紙入札を希望する場合
- ② 電子入札システムは既に導入済みであるが、ICカードが失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
- ③ 電子入札システムは既に導入済みであるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合

#### (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、「紙入札方式参加承諾願」（様式1）の提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、入札書受付締切日時までに紙入札への変更手続きの完了が見込めるほか、全体の入札手続きに影響がないと認められる場合に限るものとする。

- ① システム障害又は通信障害等により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
- ③ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

#### (3) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前2項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の手続きを要しないものとする。

#### (4) 紙入札者の入札書等取扱い

- ① 紙入札者の書類等の提出期限は、入札執行者への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とするものとする。
- ② 競争入札における紙入札者は、入札書及び工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を提出するときは、二重封筒により提出するものとし、入札書を入札書用封筒に入れて封かんし、別途の封筒に工事費内訳書等の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんするものとする。外封筒には、

工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きするものとする。

また、随意契約における紙入札者は、入札書（見積書）を提出するときは入札書（見積書）用封筒に入れて封かんし、封筒に必要事項を記載するものとする。

### 3 案件登録

#### (1) 各受付期間等の設定

- ① 入札書受付開始予定日時は、入札通知書（一般競争入札においては競争参加資格確認通知書）発行開始日時の翌日を標準とするものとする。

（標準例：入札通知書発行日 4月1日 入札書受付開始予定日時 4月2日 9：00）

- ② 入札書受付締切予定日時は、開札（見積り合わせを含む。以下同じ。）予定日時の前日又は前々日を標準とするものとする。

（標準例：開札予定日時 4月10日 入札書受付締切予定日時 4月9日 16：00）

（標準例：開札予定日時 4月10日 入札書受付締切予定日時 4月8日 16：00）

- ③ 工事費内訳書等の開封予定日時は、事前準備に要する時間等を勘案して、時間設定するものとする。

（標準例：入札書受付締切予定日時 4月9日 16：00 内訳書開封予定日時 4月9日 16：01）

- ④ その他の期間等日時の設定にあたっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

#### (2) 紙入札への移行時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「（紙入札に移行）」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

### 4 添付書類の取扱い

#### (1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札手続きにおいて必要な添付書類は、原則として電子ファイルにより提出するものとする。

添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2013からWord2019
2	Microsoft Excel	Excel2013からExcel2019
3	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、ZIP形式を指定するものとする。  
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 持参又は郵送を認める基準

添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、持参（特定調達契約案件にあつては、郵送も可）による提出を認めるものとする。

(4) 持参又は郵送の方法及び提出期限

持参又は郵送での提出を認める場合の方法及び提出期限は次のとおりとする。

- ① 電子入札システムにより「提出書類通知書」（様式2）の送信を求めるものとする。
- ② 必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めないものとする。
- ③ 一般競争に係る競争参加資格確認のための書類等、及び工事費内訳書等については、持参（特定調達契約案件にあつては、郵送も可）により提出を求めるものとする。
- ④ 持参又は郵送の提出期限は、入札執行者への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。

(5) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付書類へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、必要に応じて持参又は郵送によりあらためて提出するよう指示するものとする。

## 5 入札

(1) 入札書の提出時の留意点

入札参加者は、入札書の提出にあたって次の事項に留意するものとする。

- ① 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- ② 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕を持って処理を行うこと。
- ③ 電子入札システムにより入札書が正常に提出されたことを、当該システムの入札書受信確認通知により確認すること。
- ④ 競争入札の入札参加者にあつては、工事費内訳書等、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を、電子ファイルで入札書とともに提出すること。

(2) 入札書未送信者の取扱い

入札書締切予定日時になっても入札書が電子入札サーバーに未到達の場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

(3) 入札書等提出後の撤回等

提出された入札書又は辞退届は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

また、電子入札システムにより入札書を提出後、入札参加者の参加資格の条件を満たさなくなったと認められる場合（指名停止処分となった場合や会社が倒産した場合など）は、当該入札書は無効とする。この場合、電子入札システムの入札状況登録において当該入札者にチェックを入れ、当該入札書は開札しないものとする。

(4) 分割（分離）発注に係る入札の取扱い

分割（分離）発注に係る入札条件を付した入札の開札を行う場合、原則として先に行われた入札の落札者（随意契約の相手方を含む。以下同じ。）が提出したその後の入札に係る入札書は無効とし、電子入札システムの入札状況登録において当該入札者にチェックを入れ、当該入札書は開札しないものとする。

(5) 工事費内訳書等の事前確認

入札執行者は、特に必要と認めるときは、入札書受付締切日時以降開札前においても工事費内訳書等の内容を確認することができるものとする。この場合、工事費内訳書等の内容が対外的に漏洩することがないように、開札するまで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

## 6 開札

(1) 入札者等の立会い

入札執行者は、電子入札システムにより執行した入札において、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることなく開札できるものとする。

(2) 紙入札の取扱い

紙入札者がいる場合は、はじめに紙入札者の入札書を開札して当該入札書記載金額を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

(3) 落札者決定通知書等の送付

入札執行者は、落札者を決定したときは、全ての電子入札システムによる入札参加者に対して落札者決定通知書により通知するものとする。

ただし、随意契約において、開札の結果、落札者が決定しなかった場合は、当該入札参加者に対して再度、「見積依頼通知書」を通知するものとする。なお、入札書の受付期間は、30分間を標準として設定するものとする。

(4) 一般競争入札における開札結果の通知

入札執行者は、一般競争入札（特定調達契約対象案件及び総合評価落札方式を適用した案件を除く。）の開札の結果について、電子入札システムの進捗状況登録（入札参加者側は作業状況確認。以下同じ。）により、最低価格入札者名、入札書記載金額及び落札者決定に係る書類提出を要請する旨の通知を行い、競争参加資格を審査後、落札者を決定するものとする。

(5) 総合評価落札方式を適用した案件における開札後の取扱い

入札執行者は、総合評価落札方式を適用した案件の開札の結果について、電子入札システムの進捗状況登録により、最低価格入札者名、入札書記載金額及び総合評価点の算出を行う旨の通知を行い、総合評価点を算出後、落札者を決定するものとする。

(6) 低入札価格調査になった場合の取扱い

入札執行者は、低入札調査基準価格を設定した案件において、最低価格入札者のした入札が当該低入札調査基準価格を下回る場合（総合評価落札方式を適用した案件を除く。）は、電子入札システムの進捗状況登録により最低価格入札者名、入札書記載金額及び落札者の決定を保留する旨の通知を行い、低入札価格調査後、落札者を決定するものとする。

(7) 電子くじの取扱い（総合評価落札方式を適用した案件を除く。）

① 一般競争入札

上記（4）に定める競争参加資格の審査後においても、落札者となるべき者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定する。

② 指名競争入札及び随意契約

開札の結果、落札者となるべき者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を

決定する。

(8) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札者決定通知書の発行まで、著しく遅延する場合は、必要に応じ、入札参加者に電子入札システム又はその他適当な手段により状況の情報提供を行うものとする。

(9) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(10) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

① 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

② すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2（2）参照。）

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他、時間延長が妥当であると認められる場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

③ 変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札予定日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札予定日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

④ 開札予定日時等を変更する場合にあっては、開札日時が開札予定日時から起算して14日を過ぎることができないことに留意すること。

(11) 発注者側の障害による開札時間等の変更

① 発注者側に障害が発生した場合は、電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に移行するものとする。

② 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札予定日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札予定日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

## 7 利用者登録及びICカードの取扱い

(1) 利用者登録

① 入札参加者は、使用するICカードについてあらかじめ電子入札システムから利用者登録を行うものとする。

② 入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、随時変更内容の登録を行うものとする。

③ 入札参加者は、入札参加資格者名簿の登載事項に変更が生じた場合は、書面による入札参加資格記載事項変更届を提出するものとする。また、ＩＣカードが失効した場合には、新たなＩＣカードにより利用者登録を行うものとする。なお、入札参加資格記載事項変更の届出及び利用者登録に係る審査が終了するまでの間は、「２紙入札承諾の基準」に基づき紙入札で対応するものとする。

(2) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、入札参加資格者名簿に登載されている代表者の別途公表する民間の認証局が発行したＩＣカードに限るものとする。ただし、入札、契約締結等に関する権限を受任者に委任している場合は、受任者のＩＣカードに限るものとする。

入札書の送信に使用するＩＣカードは、開札日時（電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時）において有効なＩＣカードに限ることとし、有効期限が開札予定日時から起算して１４日を経過した日時以降のものを使用するものとする。

なお、開札予定日時等の変更の有無に関わらず、開札日時において有効期限が切れたＩＣカードによる入札は無効とする。

(3) 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）におけるＩＣカードは、特定ＪＶの代表構成員の代表者のＩＣカードとする。ただし、代表構成員の代表者が入札、契約締結等に関する権限を受任者に委任している場合は、受任者のＩＣカードに限るものとする。

また、特定ＪＶに係る競争参加資格確認申請時において、特定ＪＶのその他の構成員の代表者あるいは受任者から代表構成員の代表者あるいは受任者に対する入札に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。

(4) 個別案件における委任の取扱い

個別案件における委任は認めないものとする。

(5) 受任者との契約締結

受任者のＩＣカードにより入札を行い落札した場合には、受任者と契約を締結するものとする。

(6) ＩＣカード不正使用等への対応

入札参加者がＩＣカードを７の（１）から（５）までに掲げる事項に違反して使用した場合及び次に掲げる不正使用等をした場合には、当該入札参加者の指名の取り消しや入札の無効等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 入札、契約締結等に関する権限を受任者に委任しているにもかかわらず、故意に代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 代表者あるいは受任者が変更となっているにもかかわらず、故意に変更前の代表者あるいは受任者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ④ 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ⑤ その他、明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

## 8 運用時間

(1) システムの運用時間

電子入札システム及び入札情報システム（P P I）の運用時間は、栃木県の休日に関する条例に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く次の時間帯とする。

	電子入札システム	P P I	設計図書等電子閲覧
発 注 機 関	8：00～20：00	8：00～20：00	8：00～20：00
入 札 参 加 者	8：00～20：00	6：00～23：00	8：00～20：00

(2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、県の休日を除く9：00～18：00とする。

(3) 保守等による停止

次に掲げる場合には、システムの利用者に事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことができるものとする。

- ① システムの定期保守点検を行う場合
- ② ①のほかシステムの保守又は改変等を行う必要のある場合
- ③ システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

附 則

この運用基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この運用基準は、平成19年6月1日から適用する。

2 この運用基準の適用前に入札公告又は入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成19年9月11日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成23年2月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年2月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年10月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。